# デジタル時代の税制・社会保障

一デジタル・セーフティネットの構築

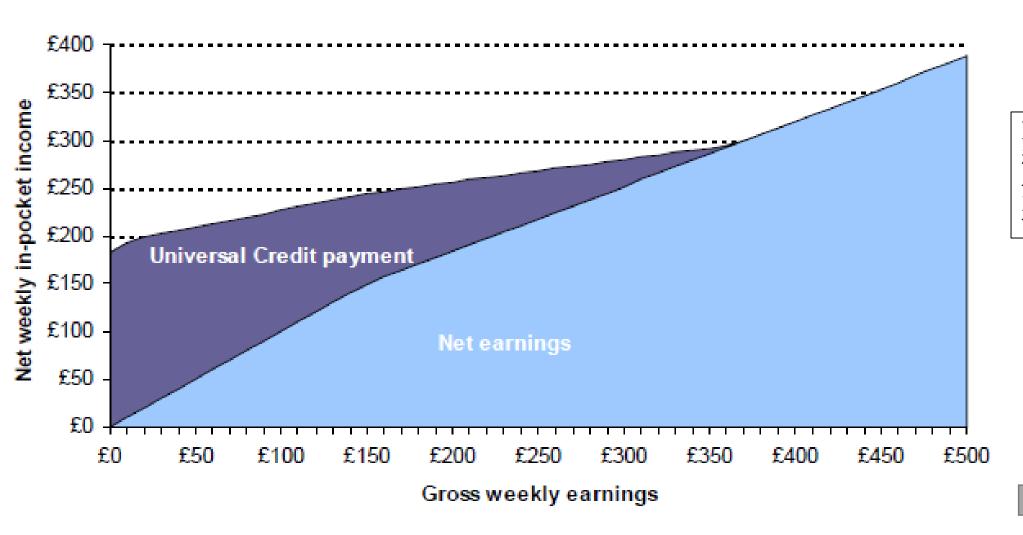
東京財団政策研究所シンポジウム(2022年7月22日) 東京財団政策研究所研究主幹 森信茂樹

#### 話の概要

- デジタルを活用し、税制と社会保障を一体的に設計したセーフティーネットの構築が必要。
- わが国経済の長年にわたる停滞の主因は消費の低迷。背景には若者を中心とした年金・介護などへの将来不安。「所得倍増」が実現しても、将来不安があれば消費には回さず経済は回らない。
- 失業・転職による休業などで所得が低下しても安心して職業訓練・能力開発ができるセーフティーネットが必要。
- モデルは、デンマークのフレキシキュリティ(雇用の柔軟性を意味するFlexibilityと安全を意味するSecurityを組み合わせた造語)、スウェーデンの積極的労働政策、英国ブレア政権の「第三の道」、ドイツのシュレーダー構造改革。
- 英国は、失業給付の充実、失業中の職業訓練(能力開発)の条件化、所得が低いうちは勤労税額控除(給付付き税額控除、 減税と給付)により負担軽減・勤労インセンティブの向上。
- セーフティーネット構築には、所得情報が給付や支援を行う社会保障官庁に情報連携されることが必要。
- わが国でも2012年から始まったマイナンバー制度を活用してデジタル・セーフティネットの構築をする必要。マイナンバー制度は、国民全員に付番された「番号(マイナンバー)」、カード搭載のチップでオンライン上の本人確認ができる「マイナンバーカード」、ウエブ上に国民全員に設定された「マイナポータル」の3つのインフラ。
- 国民にはプライバシーの懸念があるが、だれがいつ個人の番号にアクセスしたかわかる仕組み(透明性)を構築するとと もに、個人情報保護委員会がしっかり監視することにより払しょく。
- セーフティーネットの内容は、まずはフリーランスやギグワーカー、さらには休業・失業中の所得の安定化、これを能力開発・職業訓練とつなげる仕組み、さらには幼児教育、高等教育への支援など全世代型社会保障の構築へ。

## キャメロン政権のユニバーサルクレディット

Universal Credit tops up earnings - illustrative single claimant with £100 per week housing costs



勤労税額控除・児童 税額控除、雇用給付 金、住宅補助などの 社会保障を統合

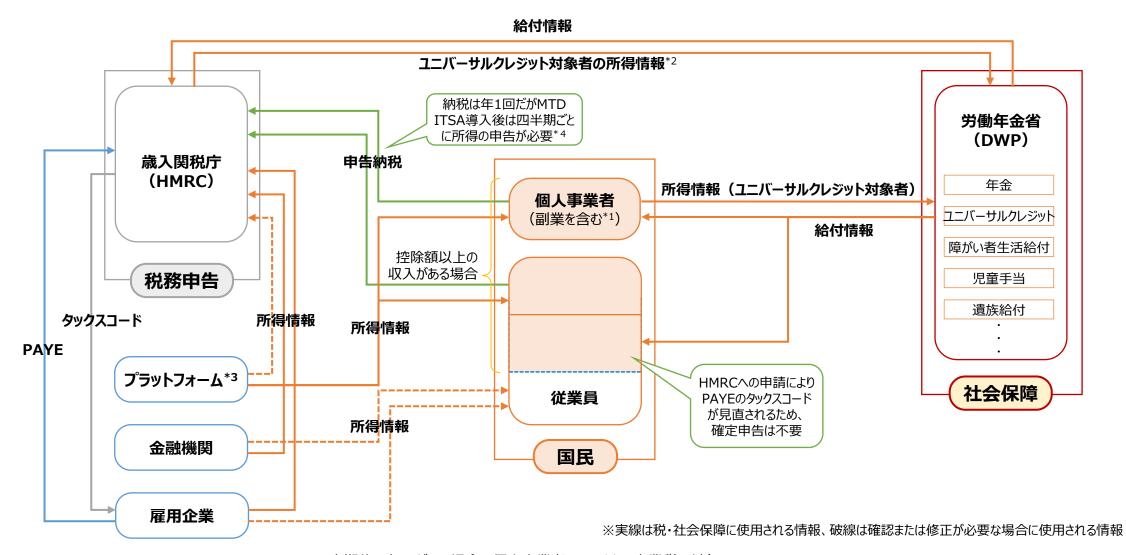
英国政府資料

## 英国のユニバーサルクレジット

- 2013 年秋キャメロン政権が、社会福祉制度改革の一環として導入。国・地方による複雑な給付制度を整理統合し、就労インセンティブを盛り込みつつ、オンラインで申請・給付を行う給付付き税額控除。
- 原形はニューレーバー・ブレア首相による「第3の道」「ワークフェア」「トランポリン政策」。
- 現行の30種類以上の給付(所得補助、家賃補助、障がい者給付、子どもを養育する親への支援、低賃金 労働者に対する就労補助や託児費用負担など)をユニバーサル・クレジットによる給付に一本化。実施主 体も雇用年金省に一本化し運営コストを効率化。受給者はオンラインアカウントを通じ、オンラインバン キングで給付を受ける。
- 家計収支の強化による受給者の自立促進を目的に、毎月一回、世帯を対象に支払われる給付制度。
- 歳入関税庁の情報システムを利用し、申請者の所得変更・給付額の算出は自動的に行われる。
- 受給には条件が付される。就業するまでの求職活動を義務化。就労に向けた準備活動、就労活動の計画や 機会の面談など。ペナルティーも厳格化。
- 所得の低い段階に、国が給付・減税で就労を支援する給付付き税額控除(勤労税額控除)は、多くの欧州 諸国、米国などで導入されている。コロナ禍では、こ制度・システムを活用して迅速な給付が行われた。

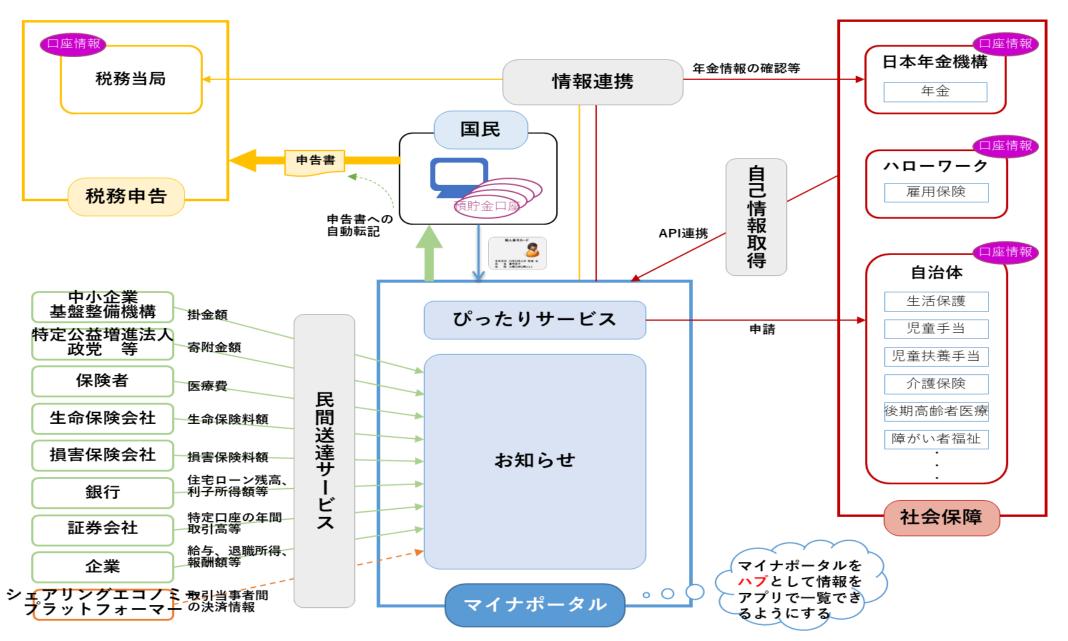
### わが国での制度構築に必要なこと

- •働き方改革などで増加したフリーランスやネットを通じてのギグワーカーなどへのセーフティーネットの構築には、番号制度(マイナンバー)を活用して国による正確な所得の把握と社会保障官庁への情報連携が必要。
- •現在、所得情報の連携は不十分で、誰が生活困窮者なのか把握も十分でなく、コロナ関連給付も、国民全員に10万円給付するか、住民税非課税世帯に限定するかなどアナログ基準による給付が行われいる。
- ・将来的には、国・地方がセーフティーネットの対象者を見つけだし、申請なしで給付する「プッシュ型」 給付も可能になる。守秘義務の問題は、法律で一つ一つ対応していく必要がある。
- •情報入手は、勤労者は勤務先の会社から、フリーランスは発注先から、ギグワーカーは仲介プラットフォーマーから。
- •制度構築には資料情報制度の法律改正が必要。それまでの間は、マイナポータルを活用して対応。
- 本人が収入先からポータルに情報入手し必要に応じ社会保障官庁に提供。 (図表参照)
- ・制度構築には霞が関の縦割りを排し、厚労省、こども家庭庁、文科省、総務省(地方自治体)、内閣府などが省庁の枠を超えて協力する体制づくりと、それを裏打ちする総理・官邸の強いリーダーシップが必要。
- デジタルを活用するので、デジタル庁も制度設計に積極的に参加する必要がある。デジタル庁は技術的な仕事が多いが、政策官庁になる必要がある。



- \*1: 定期的な収入がある場合は個人事業者とみなされ、事業税の対象となる
  \*2: ユニバーサルクレジットの対象者は予めHMRCに登録され、その月の所得情報は遅くとも翌日までにはDWPに報告される
- \*3: OECDのレポーティングルールの導入は2024年1月1日から、最初の報告期限は2025年1月末の見込み
- \*4: MTD ITSAは2024年4月から導入予定

#### マイナポータルの活用(イメージ図)



資料:森信茂樹 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ第1回提出資料(2020.6.23)

#### トータルデザインを通じた「デジタル・セーフティーネット」の一層の強化

①自治体が保有する情報活用

• 住民登録先の自治体が保有する住民情報を活用し、**住民に** 対する様々なお知らせのスピーディーな提供や、手続のレ コメンドなどお困りの方へのプッシュ型サービスの基礎を 実現

②本人を介した官民の情報活用

- ①に加えて、民間が保有する情報も含めて、住民が自らに 関する多様な情報をデジタルで取得することが可能となり、 よりきめ細かな支援も含め必要な手続が迅速に完了することが実現
  - ※**デジタル推進委員**によるデジタルサービスの利活用支援など、アクセシビリティの確保をあわせて徹底

③行政機関間のバックオフィス連携

• ①・②のほか、様々な給付など、住民による申請などを待つことなく、**行政機関側での対応**を中心とし、加えて**代理による申請も簡単実現**していくことにより、本人の手間を要せず、**誰もがプッシュ型サービスの恩恵を享受** 

これらが包括的に実現することにより、利便性の高いデジタルサービス実現と同時に、

正確な情報にもとづき、支援を必要とする方に手が差し伸べられ、また適切な支援等が迅速に受けられる 環境整備となり、デジタル社会における「デジタル・セーフティーネット」としての機能も一層強化。